

保健室を利用するときは

- ・ 保健室に行く時は、必ず「保健室に行く」と保健委員や教科担任の先生に報告してから来てください。
- ・ 内科(体調不良)、外科(けが)で保健室を利用したら、記録用紙に記入をしてください。
- ・ 養護教諭が不在の時は、担任の先生等に申し出て指示を受けてください。
- ・ 学校内でのルールは保健室においても同じです。身だしなみを整えるなど、ルールを守ってください。

<p>目的</p> <p>ケガをしたときの応急手当</p>	<p>目的</p> <p>体の調子がすぐれない</p>	<p>目的</p> <p>体や健康について学びたい</p>	<p>目的</p> <p>心配事や悩みを相談したい</p>
<p>注意</p> <p>継続的な手当ではできません。家でしてね</p>	<p>注意</p> <p>保健室を利用するときの約束</p> <p>必要なときに必要な人が利用できるように、目的やルールを守って、保健室を利用してください。</p>		<p>注意</p> <p>内服薬は出せません</p>
<p>ルール</p> <p>先生にことわってから来る</p>	<p>ルール</p> <p>入室退室時にはあいさつ</p>	<p>ルール</p> <p>室内では静かに</p>	<p>ルール</p> <p>備品等に勝手に触らない</p>

内科利用について



- 1 保健室での休養は原則として1時間までです。
休養は回復が見込まれ、次の授業に参加するためのものです。
なお、休養した場合その時間の科目は欠課になります。
- 2 内服薬はありません。
腹痛、頭痛、月経痛などでよく内服薬を使用する人は、家の人と相談し、飲み慣れた薬を持参するようにしてください。
- 3 体調不良が理由で早退したい場合は、まず保健室へ申し出てください。原因等を考え、早退が必要な場合は担任の先生に許可をもらい、家庭へ連絡します。
通院など、あらかじめ早退することがわかっている場合は、担任の先生に申し出てください。
- 4 保健室で休養や早退する時に渡す「保健室利用連絡票」は、必ず担任の先生または教科担任の先生に渡してください。

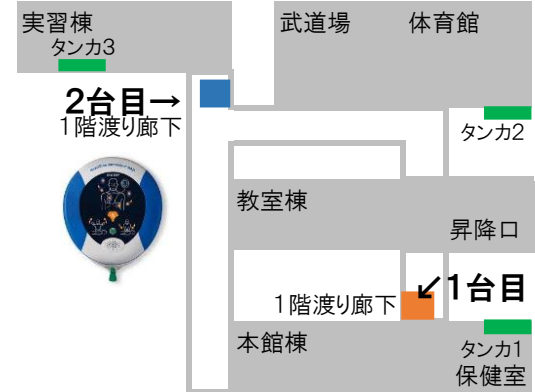


外科利用について

- 1 保健室での応急処置は、学校で起きたけがのみを扱います。
家庭で起きたけがや2回目以降の処置は行いません。
- 2 重症と思われる場合は、その場から動かさず、すぐに近くにいる先生と保健室へ連絡してください。
- 3 日本スポーツ振興センター災害給付について
学校で起きたけがで受診し、窓口の支払いが1500円以上(3割負担)の場合、その医療費に対して給付金が支払われる制度です。(自己申告制です)
受診したら担任、部顧問の先生に報告し、保健室へ書類を取りに来てください。(時効がありますのでお早めに)



本校のAEDは
ここに 있습니다



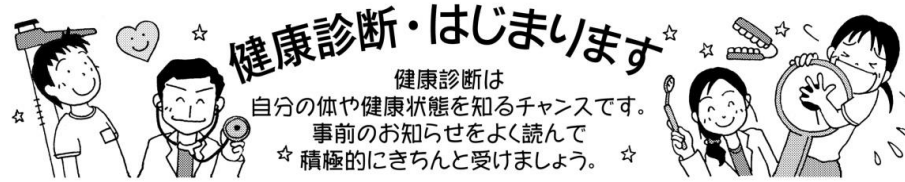
実際に現物を見て、
場所を確認して
おいてください。

◆ 健康診断の目的 ◆

健康診断って、何のためにやるの？

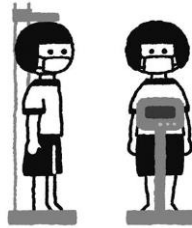
- ①自分の体を知る
自分の体の成長や、健康状態を知るチャンスです。
- ②病気の早期発見・早期治療
検査を通じて、異常や変化を早く見つけることができます。また、早く治療することにもつながり病気の悪化を防ぐことができます。
- ③健康を意識する
自分の健康は、自分で守るもの。普段から自分の体について考えることは健康維持につながります。

もし、気になることや相談したいことがあったら、気軽に相談してください。



身体測定
5月9日(木)

身長・体重測定



視力測定

めがね
コンタクト
わすれずに！



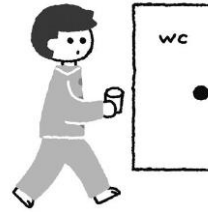
聴力検査
(1、3年生のみ)



音がどのくらい聴こえているか調べます

尿検査
提出日 4月12日(金)
4月15日(月)
予備日 4月25日(木)

朝起きて最初の尿をとって学校へ提出します。



腎臓などに病気がないか調べます

歯科検診
5月2日(木)
6月6日(木)
6月13日(木)



歯や歯ぐきの状態かみあわせなどを調べます

お世話になる
校医の
先生方です



- 内科
近藤 浩晃先生(みどりの森クリニック)
鈴木 厚先生(鈴木糖尿内科)
三谷 有史先生(あおい皮フ科クリニック)
- 歯科
神谷 健史先生(神谷歯科医院)
- 学校薬剤師
神谷 直人先生(あおい調剤薬局)

内科検診
(運動器・眼科・耳鼻科含む)

- 4月16日(火)
- 4月18日(木)
- 4月19日(金)
- 4月30日(火)
- 仮5月16日(木)
- 5月17日(金)

心臓・肺の様子や皮膚・骨の状態、栄養状態を調べます



◆ 健康診断の結果が出たら ◆

健康診断の結果、「異常がある人」、「受診の必要がある人」へお知らせを渡します。お知らせをもらった人は、速やかに医療機関で詳しく診てもらい、「受診結果報告書」を学校へ提出してください。
学校での健康診断はスクリーニング(病気の疑いのある人を見つけ出すもの)なので、受診の結果「異常なし」と診断されることもあります。
むし歯や視力低下などの場合は、先延ばしにしないで、悪化する前に早めに受診することが大切です。

お知らせのなかった人は「異常なし」です。結果を詳しく知りたい人は保健室へ来て下さい。

